

令和5年度青森県自殺者及び自殺未遂者調査データ分析委託事業 企画提案競技実施要領

1 趣旨

青森県自殺者及び自殺未遂者調査実施事業委託業務に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 事業の内容

- (1) 事業名 青森県自殺者及び自殺未遂者調査データ分析事業
- (2) 仕様書 別紙仕様書(案)のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結の日から令和6年2月29日(木)
- (4) 委託料 1,855千円(消費税込み)以内
委託料には、委託業務に係る全ての経費を含む。

3 応募要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 青森県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- (2) 過去5年間の間に青森県内において、その種類及び規模が同等程度の実績を有する事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止をうけている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく、再生手続の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く)でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

4 企画提案競技参加申込手続

- (1) 提出書類 参加申込書(様式1)
- (2) 提出期限 令和5年6月16日(金) 午後5時まで
- (3) 提出先 「10 問合せ・提出先」に同じ
- (4) 提出方法 FAX・郵送・メール・持参(土・日・祝日は除く)

5 質問受付

- (1) 提出書類 質問票(様式2)
- (2) 受付期間 令和5年6月16日(金) 午後5時まで
- (3) 提出先 「10 問合せ・提出先」に同じ
- (4) 受付方法 FAX・郵送・メール・持参(土・日・祝日は除く)
- (5) 回答方法 参加申込書提出者全員に電子メール又はFAXにより回答する。

6 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ①企画提案書(様式は任意)

別紙仕様書を踏まえ、下記について具体的かつ簡潔に記載すること。

ア 提案の基本的考え方 本業務の実施に関する基本的な考え方について記載

イ 事業の実施体制

(ア) 社内体制及びスタッフの配置

(イ) データ集計及び分析の方針

(ウ) 使用予定とする統計ソフト（複数のソフトの使用は可能なものとする）

(オ) 分析効果を高める、既存データ等を活用したの独自の分析案

ウ 実施スケジュール

エ 自社実績

②経費見積書

③ 会社・団体等の概要に関する書類

ア 会社・団体の概要がわかるもの（会社案内、法人等の概要、パンフレット等、組織図、役員名簿等）

イ 会社については登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）、個人事業主については、個人事業の開廃業等届出書の控えの写し、各種法人等については、登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）、任意団体については団体の定款又は規約等（その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）

ウ 応募者の直近2期分の貸借対照表及び損益計算書又は同様の内容がわかるもの。

④その他企画提案を説明するのに必要な書類

(2) 提出期限 令和5年6月16日（金）午後5時まで

(3) 提出先 「10 問合せ・提出先」に同じ

(4) 提出部数 各 5部

(5) 提出方法 郵送または持参（持参の場合は、土・日・祝日を除く）

(6) 応募に際しての留意事項

①著作権

著作権は応募者に帰属するが、採用された企画提案書の使用权は県に帰属する。

②複数提案の禁止

企画提案書の提出は1者1提案とする。

③提出書類の変更等の禁止

提出期限以降の書類の変更、差替え又は再提出は認めない。

④提出書類の返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

なお、青森県では提出書類を事業者選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

⑤費用負担

企画提案書の作成、提出等に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

7 審査会について

(1) 日時 令和5年6月26日（月）～6月30日（金）

(2) 審査方法

提出された企画提案書に基づき、別に定める審査委員で構成する審査会において、書面審査による総合的な評価を行い、委託候補者を決定する。

(3) 採択結果及び通知

採択の選考結果は、応募者全員に書面にて通知する。

8 委託契約

委託契約の締結にあたっては、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査した上で、地方自治法や青森県財務規則を始めとする諸規程に基づき、随意契約による委託契約を締結する。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

9 スケジュール

令和5年6月16日(金) 17時	参加申込書提出期限・質問票提出期限
6月22日(木) 17時	企画提案書提出期限
6月26日(月)～6月30日(金)	審査会(書面審査)
7月4日(火)頃	結果通知
7月10日(月)以降	打合せ・契約締結

10 問合せ・提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

青森県健康福祉部障害福祉課 障害企画・精神保健グループ 担当 船水

電話 017-734-9307 FAX 017-735-8092

メール syofuku@pref.aomori.lg.jp